

10 中小企業対策及び産業活性化策について

(総務省、外務省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 小規模企業者等設備導入資金制度廃止に伴い、国の貸付金を都道府県が返還するに当たり、延滞債権に係る償還期間の延長を図ること。都道府県が、破産免責、行方不明、時効援用等の理由により、やむなく不納欠損処分を行ったもの及び貸付機関に対して損失補償や貸倒引当金等を補てんしたものについて、国貸付金の償還が免除されるよう、実情に配慮した措置を講ずること。
また、代替措置として現在検討中の新設備貸与制度については、都道府県や貸与機関の意見を十分反映した制度とすること。
- (2) 「地域力活用市場獲得等支援事業(営業支援拠点による地域産品等の販路開拓支援事業)」については、事業成果を具体的に地域産品の改善、新商品開発、販売促進につなげるため、次年度以降も継続して実施すること。
- (3) 「商店街まちづくり事業」により進められている、商店街における安心安全なまちづくりのための施設整備等について、その一層の推進を図るため、事業を継続して実施すること。
- (4) 「地域中小企業応援ファンド融資事業」について、積極的に新事業展開に取り組む中小企業者を支援するため、償還期限が到来する平成29年度以降も事業を継続して実施すること。
- (5) 地域の交流人口の拡大、それに伴う経済の活性化につながる訪日外国人観光客誘客促進に向けて、ビザ免除地域を拡大するとともに、日本の魅力を発信するビジット・ジャパン事業を拡大すること。また、公衆無線LAN環境の整備など、外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

(背景)

- 小規模企業者等設備導入資金制度については、平成25年9月20日に、「小規模企業活性化法」が施行され、制度廃止が決定された(現在、国は、代替制度を検討中)。制度の廃止に伴い、県は、中小企業近代化資金特別会計から国の貸付金を返還することになるが、貸付金の返還に関する方針は、平成26年度中に政令で定められる予定となっている。
- 「地域力活用市場獲得等支援事業(営業支援拠点による地域産品等の販路開拓支援事業)」を活用して、愛知県商工会連合会が実施するアンテナショップ事業については、事業実施期間が27年3月までと限られるため、事業成果を具体的に地域産品改善、新商品開発、販売促進につなげることができない。

- 「商店街まちづくり事業」（ハード整備事業：補助率2／3以内）が平成25年度から平成26年度の2年に渡り実施されているが、消費税引上げの影響も懸念される中、厳しい経営環境にある商店街が、地域コミュニティの担い手として、地域住民が安心・安全に生活できる環境を維持していくためには、事業の継続実施が必要となる。
- 「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、40都道府県に基金が造成され、助成金を活用した創意と工夫に富んだ様々な事業が実施され、着実に成果を上げている。積極的に新事業展開に取り組む事業者を資金面から支援する事業は、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中で今後、更に必要性が増すことが予想され、償還期限が到来する平成29年度以降も同様の事業を実施する必要がある。
- 国においては、訪日外国人観光客2000万人実現に向けて、昨年6月に策定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を本年6月に改定し、ビザの免除地域をインドネシア、ベトナム、フィリピンに広げることとしている。
- また、平成26年度ビジット・ジャパン事業として、平成25年からビザの緩和措置が実施されている東南アジア諸国における集中プロモーションを行っている。
- 平成26年4月に国が公表した「グローバルコミュニケーション計画～多言語音声翻訳システムの社会実装～」において、オリンピック・パラリンピックが東京で開催される2020年には、翻訳システムを利用できるWi-Fiフリーアクセスの拠点を、観光地を含む「面」で広げ、東京のみならず地方でも、主要施設や店舗で多言語音声翻訳システムを利用できる環境を整備することとしている。

(参 考)

◇ 中小企業近代化資金特別会計（平成25年度末現在）

国の貸付金	約 67.5 億円
県一般会計からの繰入金	約 67.8 億円
計	約 135.3 億円

◇ 「地域中小企業応援ファンド融資事業」支援スキーム

